

附 則

- 1 この府令は、平成二十年十二月十六日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この府令の施行日前に第二条の規定による改正前の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下この項において「旧取引等規制府令」という。）第十五条の二第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により提供された旧取引等規制府令第十五条の三第一項第一号から第三号までに掲げる情報（同項第七号に規定する残高割合が〇・〇五未満である個人の氏名並びに住所に係る都道府県名及び市町村名若しくは特別区名又はこれらに相当するものに限る。）については、旧取引等規制府令第十五条の四第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、施行日以後は、当該情報に代えて個人である旨を公表することができる。
- 3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。